

鳥栖市監査告示第 16 号

令和 8 年 10 月 22 日

監 査 結 果 報 告 書

鳥栖市監査委員

川 崎 真 澄

徳 渕 拓 三

鳥 監 第 1520 号

令和 8 年 10 月 22 日

鳥栖市長 向 門 慶 人 様

鳥栖市監査委員

川 崎 真 澄

徳 淵 拓 三

定 期 監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、健康福祉みらい部地域福祉課の定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告

監査の対象

健康福祉みらい部 地域福祉課

監査の期間

令和 8 年 9 月 17 日から令和 8 年 10 月 21 日まで

監査の方法

令和 8 年 8 月 31 日現在における財務に関する事務の執行状況及び一般事務の執行状況について、業務システムで管理されたデータ、提出された資料及び帳簿の全部又は一部について照合、確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し実施した。

また、前回の監査結果及び業務上想定されるリスクを基に、契約及び補助金に係る事務を監査重点項目に設定し、鳥栖市監査基準に準拠し実施した。

監査の結果

今回の監査において改善を求めた事項は次表に示すとおりである。

区分	出納		出張	補助金	契約	財産管理	その他	計
	収入	支出						
指摘事項							1	1
注意・検討を求める事項					1			1
留意すべき事項		1	1	3	5		5	15
計	0	1	1	3	6	0	6	17

(指摘事項)

法令等に違反又は不当その他適正を欠く事項と認められるもの

(注意・検討を求める事項)

指摘事項に該当しないまでも注意あるいは検討すべき事項と認められるもの

(留意すべき事項)

注意・検討を求める事項に該当しないまでも注意喚起すべき事項と認められるもの

指 摘 事 項

監査対象の事務については、その一部において、次のとおり指摘すべき事項及び注意・検討を求める事項が認められたので、必要な措置等を講じ、改善に努めるよう要請した。

なお、留意すべき事項については、その内容を部長等に説明をし、注意喚起を行った。

◆一般事務

○扶助費の費用返還決定通知等の不適切な事務処理について

扶助費の費用返還決定通知書及び納付書の送付がなされていないため、未だ費用返還に至っていない。

速やかに対応されるとともに、再発防止に努めていただきたい。

注意・検討を 求める事項	◆契約事務 ○契約における個人情報取扱特記事項の再委託に関する申請及び承認について 「再委託に関する承認申請の内容」が、個人情報保護のために定められた要件を満たしていない。 また、「再委託に関する承諾書」について、承認する旨の意思決定を行う起案がなされていない。
-------------------------	---